出前講座

町民皆さんとの情報共有及びコミュニケーションの促進を図り、町政に対する理解を深めていただくと同時に、皆さんの自主的な地域づくり活動を支援するため、町内の団体（行政区、シニアクラブなど）からの依頼を受けて、町職員を派遣し、町政に関する説明・情報提供などを行う「長沼町出前講座」を実施しています。
今年度のメニューは次のとおりです。

◆令和３年度長沼町出前講座メニュー◆

生活・くらし			
ごみの分け方・出し方	戸籍	選挙	交通安全
防犯	マイナンバー（個人番号）	下水道処理	町営バス
行政・財政・まちづくり			
町財政	町税	広報・広聴	まちづくりに関する各種施策
長沼ブランド	町道・町管理河川	ながぬまの農業	
防災・救急			
防火・救急普及講習	普通救命講習	防災	治水対策
保健・福祉・子育て			
生活習慣病の予防	簡単！リラックスストレッチ＆ヨガ体操	お腹引き締めリフレッシュ体操	腰や膝を守る筋力トレーニング
簡単イス体操で認知症予防	介護予防で生涯現役！	高齢者・障がい者向け施策	高齢者の権利と利益を守ろう
介護保険制度～介護保険を受けるには	国民健康保険制度	後期高齢者医療制度	年金制度
保育園の入園	子育てについて		
教育・文化・スポーツ			
生涯学習自主企画事業	地域学校協働活動本部事業	高齢者教育	子ども会活動
青少年教育の現状	生涯学習	歴史・文化	よみきかせ
学校教育	高齢者のためのストレッチング	転倒予防トレーニング	キンボール教室

メニューにないものでも、ご相談いただければ可能な限り対応します。
令和２年度は、３月末までに15回派遣し、延べ424名の皆さんにご利用いただきました。
今後も団体やグループでのご利用をお待ちしています。

【問合先】役場広報情報係（☎76-8014）

空家の「活用支援」及び「解体支援」助成事業について

町では、生活環境の保全や移住・定住の促進に向け、空家などの有効活用に取り組むとともに、町内事業者の支援を目的として、空家に関する助成を行っています。
※制度には一定の条件がありますので、必ずご確認ください。

【申請・問合先】役場建築係（☎76-8024）

長沼町空家活用支援助成事業

【助成金額】工事費用の２／５（限度額60万円）
【募集件数】１件
※募集件数を超えた場合、抽選により交付予定者を決定します。
【助成要件】
・移住者、転入者であること
・申請時に売買契約締結後３年以内で、６か月以上居住していない築５年以上の空家（住宅又は併用住宅）であること
・50万円以上の工事であること
・町内事業者が改修工事又は修繕工事を行うこと

長沼町特定空家等解体支援助成事業

【助成金額】解体工事費用の２／５（限度額50万円）
【募集件数】２件
※募集件数を超えた場合、老朽化による建物の倒壊や、道路や隣地に建築部材の飛散のおそれがある危険な空家で、緊急性の高いものから助成を行います。
【助成要件】
・特定空家等と認定されたもの
・所有者、相続人及び権利者が複数いる場合、全員の同意を得ているものであること
・解体事業者が、解体工事に係る許可又は登録を受けている町内事業者であること

各事業共通事項

【申請受付期間】５月６日㈭～５月28日㈮
【注意事項】
・交付決定前に施工者と工事請負契約及び工事に着手していないこと
・居住又は使用しているものは対象になりません

■特定空家等とは？

空家法では、次の状態にある空家などとされています。
・そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
・そのほか、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

■空家の適切な管理をお願いします

適切な管理が行われず放置された空家は、倒壊の危険性、ごみの不法投棄や衛生上の問題発生、非行の温床、防火性の低下など、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。
空家が原因で周囲の家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、損害賠償などの管理責任を問われることもあります。
空家を所有されている方は、周辺の方が快適に生活できるよう、建物の適切な管理をお願いします。

木造住宅の無料耐震診断について

住宅が安全かどうかの目安として、図面での簡易耐震診断を無料で行っています。
ご希望の方は、役場建築係までお問い合わせください。
【対象住宅】
・昭和56年５月31日以前に着工された町内の木造住宅
・町内の戸建て住宅（２世帯住宅を含む）
・併用住宅
（店舗併用住宅で、店舗などの用途に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る）
・地上階数が２階建て以下の木造在来工法又は枠組壁工法で、延べ面積が５００㎡以下のもの（地下があるもの、木造以外との混構造は除く）
【申請期間】
無料耐震診断は、随時申請を受付けています。